

常磐大学高等学校学則

制 定 1935年 3月27日 理事会

最近改正 2026年 3月26日 理事会

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 学年、学期および休業日（第6条・第7条）
- 第3章 入学（第8条～第14条）
- 第4章 教育課程、授業時数、学習評価、卒業等（第15条～第17条）
- 第5章 留学、休学、転学および退学（第18条～第23条）
- 第6章 職員（第24条・第25条）
- 第7章 生徒納付金（第26条～第30条）
- 第8章 賞罰（第31条・第32条）
- 第9章 外国人生徒（第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 常磐大学高等学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）および学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じた高等普通教育を施すことを目的とする。

（位置）

第2条 本校は、茨城県水戸市新荘3丁目2番28号に置く。

（課程、学科、入学定員および収容定員）

第3条 本校に全日制の課程を置き、学科は普通科とする。

② 入学定員は400名、収容定員は1,200名とする。

（修業年限、在籍年限）

第4条 本校の修業年限は3年とする。

② 生徒は、6年を超えて在籍することはできない。

③ 在籍年限に必要な事項は、別に定める。

（学年）

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 学年、学期および休業日

（学期）

第6条 学年を分けて、次の2学期とする。

1 前期 4月1日から9月30日まで

2 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

2 県民の日を定める条例（昭和43年茨城県条例第3号）に規定する県民の日 11月13日

3 日曜日ならびに毎月の第二土曜日、第四土曜日および第五土曜日

4 創立記念日 4月18日

5 創立者（諸澤みよ）の日 7月25日

6 学年始休業日 4月1日から4月5日まで

7 夏季休業日 7月21日から8月27日まで

8 秋季休業日 10月1日から10月4日まで

9 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで

10 学年末休業日 3月23日から3月31日まで

② 校長は、前項の規定にかかわらず、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、休業日に授業を行い、または授業日を休業日とすることができる。

③ 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第3章 入学

(入学の時期)

第8条 本校の入学は、学年の初めとする。ただし、第14条に規定する者については、学期の初めとする。

(入学資格)

第9条 本校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1 中学校を卒業した者

2 前号に準ずる学校を卒業した者

3 その他本校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第10条 入学を志願する者は、本校所定の入学願書その他の書類に受験料を添えて出願しなければならない。

② 受験料の額は、別表1のとおりとする。

③ 出願手続に必要な事項は、別に定める。

(選考)

第11条 前条の入学志願者については、選考を行う。

② 選考に必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格した者は、校長が定める期日までに保護者と連署した誓約書および所定の書類を提出するとともに、所定の入学金その他費用を納付しなければならない。

② 入学手続に必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第13条 校長は、前条に定める手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(編入学、転入学および再入学)

第14条 校長は、編入学、転入学または再入学を志願する者がいるときは、教育上支障のない場合に限り、選考の上、相当学年に編入学、転入学または再入学することを許可することができる。

② 編入学、転入学または再入学に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 教育課程、授業時数、学習評価、卒業等

(教育課程および授業時数)

第15条 教育課程および授業時数は、別表2-1および別表2-2に定める。

(単位認定、課程修了)

第16条 校長は、生徒が本校の定める教育課程に従って単位を履修し、その成果が教科または科目の目標からみて満足することができると認められる場合は、その教科または科目について、所定の単位を修得したことを認定する。

② 各学年の修了は、当該学年の所定の単位の修得により、校長が認定する。

③ 学習の評価に関する規準およびその方法は、校長が別に定める。

(卒業)

第17条 校長は、本校所定の全課程を修了したと認めた者について卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

第5章 留学、休学、転学および退学

(留学)

第18条 生徒が、外国の高等学校に留学しようとするときは、校長に留学を願い出てその許可を得なければならない。

② 校長は、前項の願い出が、教育上有益と認めるときは、留学を許可することができる。

③ 前項の規定により留学することを許可された生徒に係る単位の認定等については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第93条の規定による。

④ 留学に必要な事項は、別に定める。

(休学)

第19条 生徒は、病気その他やむを得ない事由のために3ヵ月以上出席することができない場合は、校長に休学を願い出て許可を受けなければならない。ただし、病気による場合は、医

師の診断書を添えるものとする。

② 休学に必要な事項は、別に定める。

(復学)

第20条 前条の規定により休学した者が復学しようとするときは、校長に願い出て許可を受け
るものとする。ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添えるものとする。

② 復学に必要な事項は、別に定める。

(転学)

第21条 生徒が他の高等学校に転学しようとするときは、校長に願い出てその許可を受けな
ければならない。この場合において、校長は、正当な理由があると認めたとときに限り許可す
る。

② 転学に必要な事項は、別に定める。

(退学)

第22条 生徒が退学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

② 退学に必要な事項は、別に定める。

(出席停止)

第23条 校長は、法令によるほか、第28条の規定により出席停止を命ずることができる。

② 出席停止に必要な事項は、別に定める。

第6章 職員

(職員)

第24条 本校に、次の職員を置く。

- 1 校長
- 2 教頭
- 3 教諭
- 4 養護教諭
- 5 実習助手
- 6 事務職員
- 7 労務職員
- 8 学校医、学校歯科医および学校薬剤師

② 前項に規定するもののほか、必要な職員を置くことができる。

③ 特別の事情がある場合は、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて講師を置くことが
できる。

(職務)

第25条 校長は、校務をつかさどり所属職員を監督する。

② 教頭は、校長を補佐し、校務を整理し、必要に応じて生徒の教育をつかさどる。

- ③ 教諭は、校長の指示に従い、生徒の教育に当たる。
- ④ 講師は、教諭に準ずる職務に従事する。
- ⑤ 実習助手は、教諭を助ける。
- ⑥ 養護教諭は、生徒の養護に当たる。
- ⑦ 事務職員は、事務に従事する。
- ⑧ 労務職員は、雑務に従事する。
- ⑨ 学校医、学校歯科医および学校薬剤師は、学校における保健安全管理に関する専門的事項に関し、技術および指導に従事する。

第7章 生徒納付金

(生徒納付金)

第26条 次に掲げる生徒納付金の徴収額については、別表1のとおりとする。

- 1 入学金
- 2 施設拡充費
- 3 授業料（月額）

② 校長は、前項に規定するもののほか、特に必要と認める納付金を徴収することができる。

(納入)

第27条 生徒は、在籍期間中は出席の有無にかかわらず毎月所定の期日までに、その月分の授業料その他の生徒納付金を納入しなければならない。

② 生徒が留学または休学したときは、前項の規定にかかわらず、出席しないことが月の始めから末日までに及ぶときは、当月分の授業料その他の生徒納付金を免除する。ただし、1年未満の短期の留学はこの限りでない。

③ 納入に必要な事項は、別に定める。

(滞納)

第28条 校長は、生徒が正当な理由なく、引き続き長期にわたって授業料その他の生徒納付金を滞納したときは、出席停止または退学を命ずることがある。

(返還)

第29条 既納の生徒納付金は、原則として返還しない。ただし、入学手続を完了した者が、やむを得ない理由により、所定の手続にのっとり入学辞退届を提出した場合は、入学金を除く生徒納付金を返還するものとする。

(免除)

第30条 校長は、特別の事情がある生徒に対して、授業料を免除することができる。

第8章 賞罰

(褒賞)

第31条 校長は、成績および性行ともに優れ、他の模範となる生徒を褒賞することができる。

(懲戒)

第32条 校長は、生徒が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、またはその本分に反した行為があったときは、懲戒を行う。

- ② 懲戒は、退学、停学、訓告、訓戒その他の懲戒とする。
- ③ 退学、停学または訓告は、校長が行い、訓戒その他の懲戒は、教育上の必要な範囲内で校長が別に定める。
- ④ 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - 1 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - 2 学業を怠り、または学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 3 正当な理由がなく、出席が常でない者
 - 4 学校の秩序を乱し、生徒としての本分に反した者

第9章 外国人生徒

(外国人留学生)

第33条 校長は、外国人で本校に留学を希望するものがあれば選考の上、入学を許可する。

- ② 外国人の本校入学に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、1983年4月1日から実施する。
- 2 この学則実施に必要な細則は、校長が別に定める。
- 3 この学則の変更は、1984年4月1日から施行する。
- 4 この学則の変更は、1985年4月1日から施行する。
- 5 この学則の変更は、1986年4月1日から施行する。
- 6 この学則の変更は、1988年4月1日から施行する。
- 7 この学則の変更は、1989年4月1日から施行する。ただし、変更後の第21条の2の規定は、1988年4月1日から適用する。
- 8 この学則の変更は、1990年4月1日から施行する。
- 9 この学則の変更は、1992年4月1日から施行する。ただし、変更後の第7条(6)および(7)の規定は、1991年4月1日から適用する。
- 10 この学則の変更は、1993年4月1日から施行する。第7条(3)の規定は、1992年9月1日から適用する。
- 11 この学則の変更は、1994年4月1日から施行する。
- 12 この学則の変更は、1995年4月1日から施行する。
- 13 この学則の変更は、1996年4月1日から施行する。
- 14 この学則の変更は、1998年4月1日から施行する。
- 15 この学則の変更は、2000年4月1日から施行する。

- 16 この学則の変更は、2001年3月26日から施行する。
- 17 この学則の変更は、2002年4月1日から施行することとし、第28条の規定については、2002年度入学生から適用する。
- 18 この学則の第16条の変更は、2005年度入学生から適用し、2004年7月21日から施行する。
第7条、第17条、第19条、第21条、第22条、第23条および第25条の変更は、2005年4月1日から施行する。
- 19 この学則の第28条の変更は、2006年度入学生から適用する。
- 20 この学則の変更は、2007年4月1日から適用する。
- 21 この学則の変更は、2008年4月1日から適用する。
- 22 この学則の変更は、2009年4月1日から適用する。
- 23 この学則の変更は、2010年11月10日（茨城県知事の認可した日）から施行し、2011年度入学生から適用する。
- 24 この学則の変更は、2012年4月1日から施行する。
- 25 この学則の変更は、2013年4月1日から施行し、第15条別表2の変更は、2013年度入学生から適用する。
- 26 この学則の変更は、2014年4月1日から施行する。
- 27 この学則の変更は、2015年4月1日から施行する。
- 28 この学則の変更は、2016年4月1日から施行し、第26条別表1の変更は、2016年度入学生から適用する。
- 29 この学則の変更は、2016年4月1日から施行する。
- 30 この学則の変更は、2018年4月1日から施行する。
- 31 この学則の変更は、2019年4月1日から施行する。
- 32 この学則の変更は、2020年4月1日から施行し、第26条別表1の変更は、2020年度入学生から適用する。
- 33 この学則の変更は、2020年4月1日から施行する。
- 34 この学則の変更は、2020年4月1日から施行する。
- 35 この学則の変更は、2021年4月1日から施行する。
- 36 この学則の変更は、2022年4月1日から施行する。
- 37 この学則の変更は、2023年4月1日から施行する。
- 38 この学則の変更は、2024年4月1日から施行する。
- 39 この学則の第26条別表1の変更は2025年度入学生から適用する。第3条第2項の変更は、2024年12月24日（茨城県知事の認可した日）から施行し、2025年度入学生から適用する。
- 40 この学則の変更は、2027年4月1日から施行し、2027年度入学生から適用する。

別表 1 (第10条、第26条関係)

納付金等一覧

高等学校

(単位：円)

		金額
生徒納付金	入学金	180,000
	施設拡充費	150,000
	授業料(月額)	40,000
手数料	受験料	20,000

注) 「入学金」および「施設拡充費」は、入学時に納付する。

別表 2-1 (第15条関係) 教育課程表 (2023年度から2026年度入学生適用)

教科	科目	標準 単 位	第1学年		第2学年				第3学年			
			特進 選抜	特進	特進選抜		特進		特進選抜		特進	
					文系	理系	文系	理系	文系	理系	文系	理系
国 語	現代の国語	2	2	2								
	言語文化	2	3	3								
	論理国語	4			2	2	2	2	2	2	3	2
	古典探究	4			3	3	3	2	4	2	3	2
	* 文系国語								※2		※2	
地 理 歴 史	地理総合	2	2				2	2				
	地理探究	3				3						
	歴史総合	2	2	2								
	日本史探究	3			■4		3					
	世界史探究	3			■4							
	* 地理研究									3		
	* 日本史研究								■4		4	
	* 世界史研究								■4			
公 民	公共	2			2	2	2	2				
	倫理	2							□3			
	政治・経済	2							□3		2	2
数	数学 I	3	3	3								

学	数学Ⅱ	4			4	4	4	4				
	数学Ⅲ	3								◎3		◎3
	数学A	2	2	2								
	数学B	2			2	2	2	2				
	数学C	2							◇2	2	◇2	2
	* 数学研究 α								※3		※3	
	* 数学研究 γ								◇3	◎3	◇3	◎3
理科	物理基礎	2				2		2				
	物理	4				☆3		☆3				
	化学基礎	2	2	2								
	化学	4				3		4				
	生物基礎	2	2	2								
	生物	4				☆3		☆3				
	地学基礎	2			3		2					
	* 物理研究									☆5		☆5
	* 化学研究									5		4
	* 生物研究									☆5		☆5
	* 理科基礎研究								3		3	
保体	体育	7~ 8	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3
	保健	2	1	1	1	1	1	1				
芸術	音楽Ⅰ	2	●2	●2								
	音楽Ⅱ	2									※2	
	美術Ⅰ	2	●2	●2								
	美術Ⅱ	2									※2	
	書道Ⅰ	2	●2	●2								
	書道Ⅱ	2									※2	
外国語	英語CⅠ	3	4	4								
	英語CⅡ	4			4	4	4	4				
	英語CⅢ	4							4	4	4	4
	論理・表現Ⅰ	2	1	1	2	2	2	2				
	論理・表現Ⅱ	2							2	2	2	2
	* 英語会話										※2	

	*実践英語								※2			
家	家庭基礎	2	2	2								
庭												
情	情報 I	2	2	2								
報	*情報研究							1	1	1	1	
	総合的な探究の時間	3～ 6	1	1	2	2	1	1			1	1
	*大学特別講座						1					
HR		3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計			34	32	32	36	32	34	32	33	32	32
*は学校設定科目		●か	●か	■か	☆か	☆か	■か	◎か	◎か			
*数学研究 α は数 I A		ら2	ら2	ら4	ら3	ら3	ら4	ら3	ら3			
*数学研究 γ は数 I A II B							□か	☆か	☆か			
*理科基礎研究は基礎2科目							ら3	ら5	ら5			
*英語会話はネイティブ教員										文系は数学Cと数学研究 γ の◇計5単位か、または※印より数学研究 α を含む5単位を選択する		
*実践英語は演習												
*情報研究は情報 I												

別表 2-2 (第15条関係) 教育課程表 (2027年度以降入学生適用)

教科	科目	標準 単位	第1学年		第2学年			第3学年		
			特進選 抜	特進	特進選 抜	特進		特進選 抜	特進	
						地域共 創探究 系	デジタ ル創造 系		地域共 創探究 系	デジタ ル創造 系
国 語	現代の国語	2	2	2						
	言語文化	2	2	2						
	論理国語	4			2	2	2	2	2	2
	古典探究	4			2	2		2	2	
	*古典演習									●2
地 理 歴 史	地理総合	2	2	2						
	地理探究	3						B3		
	歴史総合	2	2	2						
	日本史探究	3			■3	□4				
	世界史探究	3			■3	□4				
	*日本史研究							A3	□3	

	*世界史研究							A3	□3	
公民	公共	2			2	2	2			
	倫理	2						B3		
	政治・経済	2						B3	3	2
数学	数学Ⅰ	3	4	3						
	数学Ⅱ	4			4	2	4		2	
	数学Ⅲ	3						C3		◎3
	数学A	2	2	2						
	数学B	2			2	2	2			
	数学C	2						D3	○2	◆2
	*数学研究							C3		
	*数学演習									◎3
理科	物理基礎	2			▲2		2			
	物理	4			★3		☆3	E3		☆4
	化学基礎	2	2	2						
	化学	4			■3		3	A3		4
	生物基礎	2	2	2						
	生物	4			★3		☆3	E3		☆4
	地学基礎	2			▲2	2				
	*理科基礎研究							E3	◇3	
保健	体育	7~8	2	2	2	2	2	3	3	3
	保健	2	1	1	1	1	1			
芸術	音楽Ⅰ	2	※2	※2						
	美術Ⅰ	2	※2	※2						
	書道Ⅰ	2	※2	※2						
	*デジタル×Music								△2	
	*デジタル×Art								△2	
外国語	英語CⅠ	3	4	4						
	英語CⅡ	4			4	4	4			
	英語CⅢ	4						4	4	4
	論理・表現Ⅰ	2			2	2	2			
	論理・表現Ⅱ	2						2	2	2
	*英語研究							D3		
	*英語会話								○2	
	*第二外国語基礎								○2	
家庭	家庭基礎	2			2	2	2			
情報	情報Ⅰ	2	2	2						
	情報Ⅱ	2						F2		●2
	*デジタルスキル									◆2
総合的な探究の時間		3~6	1	1	1	2	1	1	1	1
*GCP : Global Competence Program			1	1						
*環境科学								F2		
*Global Citizenship								F2		
*プロジェクト									◇3	
*サステナブルライフ									◇3	

HR	3	1	1	1	1	1	1	1	1
合計		32	31	30/33	30	31	26~32	30	30
*は学校設定科目		※から2	※から2	■から3 ▲から2 ★から3	□から4	☆から3	A~E それぞれ れから3 ずつ Fから2	□から3 ○から2 ◇から3	●から2 ◎から3 ◆から2
<p>(注)地理歴史・理科に関しては、2年次の科目選択によって、3年次に選択できる科目が限定される。</p> <p>(注)特進選抜コースは3年選択科目群A・C・Fの3群は必履修とし、B・D・Eについては3群のうち少なくとも1群を必履修とする。</p>									